

下水審第3号
令和8年1月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市下水道事業審議会
会長 川守田 賢一



下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（答申）

令和7年11月19日付け建下下総第1176号の諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

諮問事項「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について」については、以下の原案のとおり賛成します。

負 担 区			単位負担金額 (土地1平方メートル当 たりの負担金額)
名 称	区 域	面 積	
第44負担区	西区宮前町、西大宮3丁目 の一部	6.8ha	610円

2 意見

下水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、頻発する地震による耐震化の推進や近年の激甚化する豪雨に伴う浸水対策、既存施設の老朽化対策等、対応の必要があります。一方で、将来人口の減少等による水需要の減少、物価・人件費等の高騰等、多種多様な課題に直面していますが、市民の安心・安全な生活環境を将来にわたり維持するため、引き続き事業の効率化や健全な経営状況の確保に向けて一層尽力されることを期待します。